

令和 6 年 第 10 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 10 日

柳川市農業委員会

第10回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年9月10日 午後2時00分～午後2時50分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 18名 欠席者 1名

議 題 議案第43号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第45号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第46号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農地改良行為届出書について

4. あっせん申出書の取下願について

その他

農業委員

出席委員（18名）

1 番 山 田 善 治
3 番 亀 崎 忠 治
5 番 梅 崎 直 祝
7 番 古 賀 宏 義
9 番 三小田 由 勝
11番 田 中 満 義
13番 松 藤 稔
16番 園 田 清 美
18番 小 柳 浩 子

2 番 藤 吉 利 広
4 番 亀 崎 壽 満
6 番 梶 島 一 晴
8 番 野 口 秀 一
10番 藤 木 邦 彦
12番 松 藤 道 大
15番 原 壽 利
17番 阿志賀 一 喜
19番 島 添 茂 樹

欠席委員（1名）

14番 浦 幸之助

推進委員

出席委員（18名）

龍 正 典
山 口 弘 司
乗 富 隆 公
梶 島 福 博
櫻 木 利 和
河 口 勇
堤 和 弘
河 口 隆 光
吉 開 健

中 村 博
成 清 義 法
古 賀 勝 次
池 上 藤 人
米 田 秀 俊
平 川 貴 大
大 津 眞 次
三 浦 榮 一
江 口 克 子

欠席委員（1名）

鶴 田 信 行

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 白 谷 雄一郎

事務局次長 平 河 郁 夫

事務局職員 田 中 道 博

午後２時 開会

○事務局長（白谷雄一郎君）

皆さんこんにちは。定刻となりましたので、第10回総会を始めさせていただきたいと思います。

ご起立をお願いします。礼。よろしくお願いします。御着席ください。

それでは、柳川市農業委員会会議規則第４条の規定によりまして、会長が議長となりますので、島添会長よろしく願いいたします。

○議長（島添茂樹君）

皆さんこんにちは。毎日毎日暑い中に今日は本当に第10回柳川市農業委員会に御出席いただきましてありがとうございます。雨が降らなくてどうなることかと心配しておるわけでございます。今日は少しばかり暗くなってきておりますけれども、恐らく降らないだろうと思っております。

それから、今日午前中にＪＡのほうで米価審議委員会がありました。そして、２年前のいろいろな米代とか、くず米代とかの計算が今日ありまして、なかなか米の値段も安くなりましたので、本当に前はこんなにもらっていいのかなと思うぐらい通帳に入っておりましたけれども、恐らく皆さん、あまり期待しないほうがいいと思います。

そしてまた、概算金もまだはっきり決まっていないようでございますので、後どうなることか分かりませんが、概算金もあまり期待しないほうがいいかと思うわけでございます。

それでは、ただいまより令和６年第10回柳川市農業委員会の総会を始めたいと思いますので、最後までよろしくお願いいたします。

本日の出席委員が18名で定足数であり、また、18名の推薦委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和６年第10回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして、議案を朗読させていただきます。

議案書のほうを御覧ください。

令和６年

第10回柳川市農業委員会総会議案

議案第43号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第45号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第46号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. 農地改良行為届出書について
4. あっせん申出書の取下願について

その他

令和6年9月10日提出

柳川市農業委員会会長 島 添 茂 樹

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。

今回提案しております案件は、議案第43号から議案第46号までの4件と報告4件であります。

本日の議事録署名委員に、7番の古賀宏義委員、13番松藤稔委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第43号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,095平米、外2筆、合計5,696平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積195平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第43号の農地法第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、離農する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は3筆で〇〇円。

申請番号2番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は10a当たり〇〇円。

申請番号1番及び2番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第43号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第43号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の3ページを御覧ください。

議案第44号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積725平米、外1筆、合計1,549平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置場。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積33平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、通路。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積447平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積399平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,607平米、外1筆、合計1,676.31平米。申請人、〇〇。相手方〇〇。転用目的、貸別荘。

4ページを御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積215平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅及び店舗。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,205平米、外1筆、合計2,409平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、食品加工施設。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第44号の農地法第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が資材置場設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が自宅用通路のための申請です。

契約の種類は、おじの〇〇からおいの〇〇への贈与。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が駐車場設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、借受人、〇〇、〇〇が一般住宅建設のための申請です。

契約の種類は、祖父の〇〇から孫の〇〇への使用貸借権。

申請番号5番は、譲受人、〇〇が貸別荘建設のためのものです。

契約の種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

申請番号6番は、譲受人、〇〇が一般住宅及び店舗建設のための申請です。

契約の種類は、父親の〇〇から子の〇〇への贈与。

申請番号7番は、借受人、〇〇が食品加工施設建設のための申請です。

契約の種類は賃貸借権。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及び2番の農地区分は、最寄りインターの〇〇から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と認定します。

第3種農地は原則許可が可能な農地となっておりますので、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番及び4番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と認定します。

第1種農地は原則転用不許可ですが、住宅その他周辺地域に居住する者の業務上及び日常生活等に必要な施設で集落に接続して設置されるものの例外的許可に該当するため、転

用目的は問題ないと判断します。

申請番号 5 番及び 6 番の農地区分は、それぞれ用途地域内の準工業地域及び第 2 種住居地域にある農地のため、第 3 種農地と認定します。

第 3 種農地は原則許可が可能な農地となっておりますので、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号 7 番の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地であり、第 1 種農地と認定します。

第 1 種農地は原則転用不許可ですが、既存敷地面積の 2 分の 1 以内の拡張をして設置されるものの例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第 44 号について、御意見、御質問はありませんか。はい、どうぞ。

○1 番（山田善治君）

7 番の食品の加工施設は、第 1 種農地例外許可内容をもう一回言ってください。

○事務局次長（平河郁夫君）

第 1 種農地は基本的に転用不許可ですが、こちらは先ほども言ったとおり、既存敷地の 2 分の 1 以内の拡張という例外規定に該当いたします。

○1 番（山田善治君）

田んぼの 2 分の 1 という意味ですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

隣接する既存施設の敷地の 1/2 ということです。

○1 番（山田善治君）

既存施設、あれは〇〇の施設を前からしていたでしょうが。

○事務局次長（平河郁夫君）

はい。

○1 番（山田善治君）

そこを、するんですか。今、工場の敷地に認めるわけですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

〇〇の既存施設の横の田んぼが今回転用申請をされています。

○1番（山田善治君）

でも、田んぼで〇〇の施設にしていたじゃないですか。

○事務局職員（田中道博君）

今は草が繁茂しているんですけれども、施設まではない状況ですね。

○事務局長（白谷雄一郎君）

転用するに当たって、1回農地に戻してもらうということで……

○1番（山田善治君）

戻したのですか。

○事務局職員（田中道博君）

1度戻してもらってます。

○1番（山田善治君）

どんなふうに戻したのですか。

○事務局職員（田中道博君）

ちょっと数年前にはなりますけれども、数年前ですね。

○1番（山田善治君）

あれは、ススキとかなんとか草があるでしょう。あそこで植わっているのを田に変えていないところがある。

○事務局長（白谷雄一郎君）

あそこが、一応農振農用地の青地農地なので、除外するときには一度農地に戻していただくということで除外をして、今回の転用申請というような流れで行っています。

○1番（山田善治君）

よく覚えとこう。写真撮って、こんなふうになっているとき、こうしてあったじゃないかということで、私もそういうふうに。

○議長（島添茂樹君）

はい、どうぞ。

○4番（亀崎壽満君）

申請箇所図を見ると、とても2分の1以内に収まりそうにない。数字で教えてくれませんか。既存施設が幾つで、今回転用するのが幾つある。2分の1以内かどうか。

それともう一つ、同じ施設で去年か一昨年、農業委員会から来てあったかな、呼びがかかって。周囲のクリークの塩分濃度、近くにブドウ園が幾つでもあります。以前調査で塩分濃度がどうも高いようだというようなことだったが、その点について今回仮に許可するなら、塩分濃度が高くなならないようなふうに排水を完全に外に出すように、何か担保する方法はありますか。何か考えてあるだろうかと思って。

○事務局職員（田中道博君）

面積と、その塩分濃度対策ということでしょうか。

○４番（亀崎壽満君）

塩分濃度について何かこう、縛りがついているかと思って。

○４番（亀崎壽満君）

そしたら、塩分濃度は、何か転用を許可する際に、周辺の農地に悪影響が及ばないような縛りか何かかけられますか。

○事務局長（白谷雄一郎君）

それも含めて後で回答させていただきます。

○４番（亀崎壽満君）

分かりました。（「それなら採決されないでしょう」「採決されない」と呼ぶ者あり）

○事務局職員（田中道博君）

特段、申請書の被害防除計画で塩分濃度に関しての表記はされていないですけども、周辺農地の土砂の流出等の被害のおそれが生じないようにはするというような記入しかないので、一旦それをお願いした上で了承されたらいいという認識でよろしいですかね。

○４番（亀崎壽満君）

そこが、あそこに海産物を洗ったりなんかされるから、工場で使った水は一切クリークには流さない。流したときは話が違うからというふうなことで、何か縛りがかかるようなことだった。建ててしまうなら、もうどうもされない、本当に。

○事務局職員（田中道博君）

直接、海に流すという計画というふうに聞いているんですよね。ちょっとそこが図面ではすぐ分からないですけども。

○３番（亀崎忠治君）

私が言うのは、海水について絶対農業用の水路とか排水路に流さないというような縛りが、

この5条の転用ですよ。これに縛りをつけられますか、農業委員会として。

例えば、自主的に何ポイントか位置を決めて、塩分計で測って、塩分が高くなっているなら営業というか、工場の稼働を止めるぐらいの縛りがつけられますか。

○事務局長（白谷雄一郎君）

今の委員さんの御質問ですけれども、今回の転用に基づいて、一応その排水についてはきちんとやりますということで、申出だけは受けていますけれども、そのきちんとやる内容というのが、先ほどからおっしゃっているとおり排水ポンプで海に直接出すとか、そういった確認までははっきり取れていませんので、まずはそこを確認した上で、また、排水の塩分濃度が上がったときに止められるような縛りがあるかということだったんですが、水質問題ですよ。

○4番（亀崎壽満君）

うん。

○事務局長（白谷雄一郎君）

塩分についてはたしかそういった縛りがなかったかなと思います。

○4番（亀崎壽満君）

ああ、止められない。

○事務局長（白谷雄一郎君）

はい。例えば、有害物質、鉛とかカドミウムとか、そういったことに関しては水質で縛りがあるんですけれども、あと特殊施設になったときに1日の排水量は何トン以上とかなったら特定施設とかといって、法の適用がたしかあったんじゃないかなと思うんですけれども、あまり詳しいことはわかりませんが、大変申し訳ありませんけれども、「（「こわいですね」と呼ぶ者あり）塩分についてはたしかなかったんじゃないかなと思います。

○1番（山田善治君）

稼働を始めて、塩分濃度が上がったりしてからでは遅い。もう転用は許可している、工場は稼働を始めた、どうもされないね。（発言する者あり）

○事務局長（白谷雄一郎君）

一応被害防除計画は出してもらっているんですけれども、あくまで土砂の流入とか、そこから辺だけです。

○事務局職員（田中道博君）

塩分濃度に関してはそういった形で、被害防除計画書に追記してもらうという条件で許可を出すという流れでよろしいですかね。

○3番（亀崎忠治君）

そういうことはできるわけ。

○事務局職員（田中道博君）

塩分を出さないということですよね。

○議長（島添茂樹君）

ただいま局長と話しましたけれども、この議案第44号の7番については、今回は採決しないで、来月に持ち越しということで皆さんどうでしょうか。いいですか、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

じゃ、そういうことで一応現地をよく調べてもらってから来月に一応ですね。

○1番（山田善治君）

それがいい。

○議長（島添茂樹君）

はい、分かりました。

それでは、事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

第44号議案については、1番から6番までは採決を採りたいと思いますので、今からお諮りいたします。

お諮りいたします。1番から6番までは、御意見、御質問なしと認め採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員でございます。よって、議案第44号の1番から6番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第45号 農地移動適正化あっせん委員の指名について議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第45号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積991平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,440平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,388平米、外3筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,221平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,942平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,141平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は昭代地区、2番は蒲池地区、3番及び4番は大和地区であります。5番及び6番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。

議案第45号の申請番号1番は推進委員の乗富隆公委員、古賀勝次委員、枕島福博委員、申請番号2番は、推進委員の池上藤人委員、枕島福博委員、申請番号3番及び4番は、推進委員の河口勇委員、平川貴大委員、堤和弘委員、大津眞次委員、申請番号5番及び6番は、推進委員の三浦榮一委員、吉開健委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの10名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第45号については、先ほどの10名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第46号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案第46号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙のA4サイズ1枚物の農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和6年9月11日。

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転、地目別・田、農用地の利用内容、水田として、面積2万2,924平米、筆数13筆、売り手6名、買い手3名。

続きまして、裏面の各筆明細を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇、現況・田、面積2,156平米、外1筆、合計3,213平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として、所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和6年9月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会。所有権の移転を受ける者（買い手）、〇〇、外6件となっております。

続きまして、A4サイズ2枚、A3サイズ2枚つづりの農用地利用集積事業公告概要表の存続期間変更分を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和6年9月12日。

1. 利用権設定関係（存続期間変更）。

こちらにつきましては、年数と筆数のみを読み上げていきます。

変更後存続期間、年数5年が、筆数2筆。変更後存続期間、年数7年が筆数2筆。変更後存続期間、年数7.5年が筆数2筆。変更後存続期間、年数8年が筆数5筆。変更後存続期間、年数10年が筆数8筆。変更後存続期間、年数8年が筆数5筆。変更後存続期間、年数10年が筆数8筆。変更後存続期間、年数12年が筆数4筆。

裏面に参ります。

変更後存続期間、年数15年が筆数39筆。変更後存続期間、年数19年が筆数6筆。変更後存続期間、年数19.5年が筆数1筆。変更後存続期間、年数20年が賃借権の筆数が33筆、使用賃借権の筆数が13筆、合計46筆となっております。

続きまして、A4サイズ2枚目を御覧ください。

こちらにつきましては、変更後賃借料と筆数のみを読み上げていきます。

1、利用権設定関係（賃借料変更）。

変更後賃借料、10千円が筆数1筆。変更後賃借料、12千円が筆数2筆。変更後賃借料、13千円が筆数2筆。変更後賃借料、地域の標準的賃料が筆数16筆となっております。

詳細につきましては、A3サイズの各筆明細のとおりです。各自でお読み取りください。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第46号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第46号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告に移ります。事務局よりお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和6年7月26日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,855平米。賃貸人、福岡市中央区天神、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。賃借人、〇〇。適要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし、外12件です。

続きまして、議案書の9ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和6年8月7日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,141平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。適要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約、外1件となっております。

続きまして、10ページを御覧ください。

報 告

3. 農地改良行為届出書について

下記農地について、農地改良行為届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和6年8月9日、農地の所在、〇〇、地目・田、面積77平米、外1筆。届出者、〇〇。施行完了後の営農計画、作付け面積953平米、令和7年3月から作付け、予定作物、リンゴ、ビワ、柿、野菜。備考、盛土高55センチ。

続きまして、

報 告

4. あっせん申出書の取下願について

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和6年8月20日、農地の所在〇〇、地目・田、面積1,651平米。願出人、〇〇。備考、令和6年7月10日付けで申出書を提出されていましたが、諸事情により取り下げるものです。

報告は以上です。

○議長（島添茂樹君）

以上で議案及び報告が終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（白谷雄一郎君）

私のほうから連絡事項を申し上げます。

4点ございます。

まず、1点目です。先ほどあっせん委員に指名されました推進委員さんにおかれましては、後ほど資料をお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

2点目です。次回の総会日時でございます。次回総会は10月10日木曜日14時から、この場所はこちら大和庁舎のほうで開催いたしますので、御出席のほどよろしくお願いいたします。

3点目でございます。先日より文書でお知らせをしておりましたが、来月、10月17日から18日に実施を予定しています視察研修についてです。一応、本日が出欠の締切日となっておりますので、返事がまだの方につきましては、お帰りの際にでも事務局のほうにお申し出ください。

最後、4点目です。皆様の机の上に大きな封筒が1枚載せてあると思います。中身ですが、農地中間管理事業の利用権設定に関する資料を農政課から配付をお願いされております。後ほどでよろしいですので、中身のほうを御確認のほどよろしくお願いいたします。

なお、不明な点等ございましたら農政課のほうにお尋ねしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それと、先ほど審議の中で、議案第44号の申請番号7番、〇〇の分ですけれども、事務局のほうの確認がちょっとあまりよく行われていなかったということで、議案のほうは次回にということで……

○1番（山田善治君）

よかったら、面積を。

○事務局長（白谷雄一郎君）

ええ、面積は、

○事務局職員（田中道博君）

今言いましょうか。4,823.46平米です。

○1番（山田善治君）

従前の面積が。

○事務局職員（田中道博君）

はい、既存敷地がですね。

○1番（山田善治君）

そんなにあったですか。

○事務局長（白谷雄一郎君）

線が入っていないので、分かりにくいかなと思うんですけども、

○事務局職員（田中道博君）

4,823でした。

○1番（山田善治君）

今の工場まで合わせて。

○事務局職員（田中道博君）

はい。

○1番（山田善治君）

4,800。

○4番（亀崎壽満君）

何筆ありますか、筆数は。

○事務局職員（田中道博君）

6筆ですかね。

○4番（亀崎壽満君）

そして今度が2,400だから、半分以上というわけですか。

○事務局職員（田中道博君）

そうです。

○事務局長（白谷雄一郎君）

面積については今御説明申し上げたとおりですので、あと塩分、排水関係については、もう一度事務局のほうで確認をさせていただいた上で来月説明できたらと思います。

○4番（亀崎壽満君）

よろしくお願いします。

○事務局長（白谷雄一郎君）

はい。御報告させていただきたいと思います。

事務局から、連絡事項等は以上です。

○議長（島添茂樹君）

それでは、これをもって令和6年第10回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本

日は誠にありがとうございました。

午後 2 時50分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年9月10日

柳川市農業委員会会長 島 添 茂 樹

会 議 録 署 名 委 員 古 賀 宏 義

〃 松 藤 稔